

鹿角市長様

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 - - )

市営住宅等への入居許可について（申請）

次のとおり市営住宅等に入居したいので、鹿角市営住宅条例施行規則第4条第1項の規定により申請します。  
この申請書に記載した事項は事実と相違なく、虚偽の記載があるときは、入居の許可を受けられず、又は取り消されても異議ありません。

入居を希望する住宅				市営住宅									
申請者	現住所			鹿角市									
	勤務先			所在地									
				名称									
				電話番号									
入居しようとする者	ふりがな氏名	申請者の関係	生年月日	年齢	勤務先又は学校名	所得年額	控除対象（該当欄に○）					備考	
		本人					扶養控除	老人扶養	特定扶養	特別障がい者	障がい者		寡婦・ひとり親
別居する扶養親族													

(注) 1 申請者の記入及び提出に当たっては、注意事項をお読みください。

誓約同意書	<p>(あて先) 鹿角市長</p> <p>私及び入居予定の同居者に、暴力団員はおりません。</p> <p>また、入居者に選考された場合、入居資格審査のため鹿角市が関係官公署に私及び入居予定の同居者の個人情報を照会することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">自署 _____</p>
-------	--

区 分 (該当欄の数字に○を付けてください。)		添 付 書 類	住 宅 の 困 窮 事 情 (具体的に記入してください)
1	住宅以外の建物又は場所に 住んでいる	付近の見取図及び 建物の平面図	
2	保安上危険又は衛生上有害な 住宅に住んでいる	〃	
3	他の世帯と同居して著しく 生活上の不便を受けている	住宅の平面図	
4	間取り、世帯構成から家族と 同居できない	〃	
5	正当な事由による立退き要求 を受けている	貸主からの証明書	
6	遠距離通勤を余儀なくされて いる	勤務先の証明書	
7	収入に比して著しく過大な 家賃を納めている	家屋賃貸借 契約書の写し	
8	婚約中であるが収入に見合っ た住宅が見つからない	婚約証明書	
9	その他の事情で住宅に困って いる		

(注) 当該事情を明らかにした書類の添付若しくは提示又は事実と相違ない旨を証明してください。

(注 意 事 項)

- 申請は、1回の公募につき、1世帯1戸限りで郵送はできません。
- 添付書類（個人番号利用同意書を提出する場合は①、②の提出を省略できます。）
  - 世帯全員の住民票
  - 入居予定者の最新の所得課税証明書（所得の種類、金額、扶養親族数、各種の控除記載のもの）  
ただし、1月～5月の申請においては、給与所得者は前年分の源泉徴収票、事業所得者は前年の所得金額に係る確定申告書等所得の収支を記載した収支明細書で税務署など公的機関が受理した旨を明示した書類を添付
  - 退職等により過去1年間に収入減となった場合には、公的機関が証明する離職証明書又は、雇用保険未加入者にあつては事業主が証明する退職証明書
  - 鹿角市外に居住する扶養親族（学生等）にあつては、現在お住まいの市町村発行の住民票（住民登録が鹿角市のままの方は不要）及び学生の方は、在学証明書又は学生証等の写し
  - 入居者又は同居者が次のいずれかに該当する場合は、各種手帳等の写し、若しくはそれを証明する書類  
(1) 身体障害者 (2) 精神障害者 (3) 知的障害者 (4) 戦傷病者、被爆者又は引揚者
  - 次のいずれかに該当する場合は、戸籍謄本など証明できる書類の写し（所得0円の場合は不要）  
寡婦 (1) 夫と離別後結婚しておらず親族を扶養し、合計所得が500万円以下  
(2) 夫と死別又は夫の生死不明であり合計所得が500万円以下  
ひとり親（婚姻していない又は、配偶者の生死が明らかでない者のうち、次の全てを満たす方）  
(1) 婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと  
(2) 生計を一にする子がいること (3) 合計所得が500万円以下
- 記入上の注意
  - 「所得年額」欄は、次により記入してください。（個人番号利用同意書を提出する場合は記入不要。）
    - 6月から12月までの期間に申請する場合は、所得課税証明書の合計所得の欄に記載されている金額
    - 1月から5月までの期間に申請する場合は、次に掲げる額を合計した金額  
a 給与所得者については、前年分の源泉徴収票の給与所得控除後の金額  
b 給与所得以外の所得がある方については、前年の収入金額から必要経費等を控除した額
  - 控除対象欄の該当するものを○で囲んでください。
    - 老人扶養：70歳以上で所得38万円未満の扶養親族
    - 特定扶養：16歳～22歳で所得38万円未満の扶養親族
    - 特別障がい者：身体障害者手帳1級・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳A判定、戦傷病者手帳特別項症～第三項症、被爆者の手帳所持者
    - 障がい者：2.⑤の各種手帳等を所持しているが特別障がい者には該当しない方
  - 年の途中で就職又は退職した場合は、「備考」欄にその期日を記入してください。